

鹿屋体育大学CASEプロジェクト実施要領

令和元年6月19日
学 長 裁 定

改正 令和3年5月14日

第1 趣 旨

CASE (Community Activation through Sporting Events) プロジェクトは、各種スポーツイベント等における地域活性化に関する研究を推進し、研究活動の活性化を図ることを目的とする。

第2 組 織

CASEプロジェクトは、研究課題ごとにプロジェクトを組織し、複数の専門分野（系等が複数にまたがるのが望ましい）の者が共同で研究を行うため、それぞれのプロジェクトにプロジェクト長を置くものとする。

各プロジェクトへの参加は原則として学内研究者とするが、必要に応じてプロジェクト長が推薦する者の参加を認めることができる。

第3 申 請

プロジェクト長は、あらかじめ地域活性化のための研究計画書を学長に提出するものとする。

第4 選 考

学長は、提出された研究計画書に基づき、各プロジェクト長に対し、研究内容に関するヒアリング等を実施し、プロジェクトの採否及び事業経費の額を決定するものとする。

第5 運 営

プロジェクト長及びプロジェクト構成員は、採択された研究計画に基づき、プロジェクトを実施するものとする。

プロジェクト長は、各プロジェクトの活動を円滑に進めるための連絡調整を行うとともに、各プロジェクトの活動状況を点検・評価し、必要に応じて学長に報告するものとする。

第6 期 間

プロジェクトの設置期間は、原則として3年以内とする。

第7 継続の決定

複数年プロジェクトの場合、各プロジェクト長は2年目以降の研究計画書（複数年事業用）を年度毎に学長へ提出するものとし、学長は、進捗状況に関するヒアリング等を実施

し、プロジェクト継続の可否及び各年度の事業経費の額を決定するものとする。

第8 報 告

プロジェクト長は、研究期間終了後、報告書を学長に提出するものとする。

第9 研究成果の公表

プロジェクト長は、プロジェクトの研究成果について、原則として研究成果報告会での発表を経て、プロジェクト終了後1年以内に「学術研究紀要」等に公表するものとする。

第10 事後評価

学長は、プロジェクトの成果に対し、事後評価を行い、評価結果を次回のプロジェクトの選考に反映させるものとする。

第11 経 費

プロジェクトに必要な経費は、当分の間、重点プロジェクト事業経費をもって充てるものとする。

第12 事 務

CASEプロジェクトの事務は、研究・社会連携課が行うものとする。

附 則（令元．6．19）

この裁定は、令和元年6月19日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令3．5．14）

この裁定は、令和3年5月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。